

平成 3 1 年度 監査委員監査実施計画

平成 31 年 3 月 26 日 飯山市監査委員

1. 実施方針

(1) 監査等の方向性

平成 3 1 年度の監査、検査及び審査（以下全体として「監査」という。）にあたっては、当市の事務・事業が合規性、正確性をもって行われているかどうかという観点はもとより、経済性・効率性・有効性・必要性・妥当性の観点も踏まえ、監査委員の独立性を確保しながら公正不偏の立場で監査を実施する。

また、今年度は飯山市総合戦略の最終年度となる。戦略の柱の目標達成状況等を考慮して監査を実施する。加えて、公営住宅や上下水道等の使用料、給食費等の税外未収金について、関連する法令及び条例・規則等に基づいて適正に処理されているかを、昨年度に引き続き検証する。

監査は原則として予告監査とし事前に調書等の提出を求め、内容により試査・精査・実査の手法等を選択して実施する。また、監査結果については、法令に基づき、市長・議会等に提出すると同時に速やかに公表する。

(2) 重要項目

- ①飯山市総合戦略の達成状況
- ②税外未収金についての状況
- ③内部統制（チェック体制）の状況
- ④過去の指摘事項についての現状確認
- ⑤監査に係る現地確認（機密・個人情報等の管理状況含む）

2. 実施予定の監査等の種類及び対象

平成 3 1 年度に実施する監査の種類と内容は次のとおりとし、必要に応じて行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）を行う。監査の対象となる会計は、一般会計、特別会計、公営企業会計並びにこれらの会計に関連する会計とする。また監査委員が必要と判断する会計は監査の対象とする。

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

予算の執行、収入、支出、契約、財産管理などの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ合理的・効率的に行われているかなどを主眼として監査を行う。

(2) 随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査の必要があると認めるときは、随時監査として適時実施する。

(3) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算書及び付属書類等の計数を確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また財政運営が適切に行われているか、計数分析を行い審査する。また、重点項目で掲げている税外未収金の現状について把握し、検証する。

(4) 財政健全化法に基づく財政（経営）健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

算定された各種比率等が適正かどうかの審査を決算審査に併せて実施する。

(5) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

運用する基金の運用状況についての審査を決算審査に併せて実施する。

(6) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体や出資団体、市の施設管理を行わせている団体などに対して、出納その他の事務が適正で有効かつ効率的に執行されているか、また所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているか等を主眼として実施する。

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

（地方公営企業法第 31 条及び同法施行令第 9 条）

会計管理者及び水道事業の管理者（飯山市の場合は飯山市水道事業の設置等に関する条例第 8 条の定めにより市長）が行う現金の出納事務が適正に行われているか、計数の確認、現在高の確認をするほか、試査により、収入・支出関係書類を毎月検査する。

(8) その他、請求、要求監査等

住民監査請求（地方自治法第 242 条）、市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）、議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）等があった場合、その都度判断し、対応する。

3. 実施予定時期及び監査対象

実施月	監査種別	主な監査対象となる会計
平成 31 年 4 月	例月現金出納検査 25 日	一般会計、特別会計及び企業会計
	量水器等在庫確認	飯山市水道事業会計
平成 31 年 5 月	例月現金出納検査 27 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 31 年 6 月	例月現金出納検査 28 日	一般会計、特別会計及び企業会計
	飯山市水道事業会計決算審査	飯山市水道事業会計
平成 31 年 7 月	決算審査	一般会計、特別会計
	例月現金出納検査 26 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 31 年 8 月	財政（経営）健全化審査	一般会計、特別会計及び企業会計
	例月現金出納検査 28 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 31 年 9 月	例月現金出納検査 26 日	一般会計、特別会計及び企業会計
	財政援助団体監査	
平成 31 年 10 月	財政援助団体監査	
	例月現金出納検査 28 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 31 年 11 月	定期監査（出先機関）	本庁以外の出先機関等における一般会計、特別会計
	例月現金出納検査 26 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 31 年 12 月	例月現金出納検査 26 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 32 年 1 月	定期監査（本庁）	本庁における一般会計、特別会計及び企業会計
	例月現金出納検査 27 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 32 年 2 月	例月現金出納検査 26 日	一般会計、特別会計及び企業会計
平成 32 年 3 月	例月現金出納検査 26 日	一般会計、特別会計及び企業会計

4. 監査等の実施体制

- ① 例月現金出納検査は決算審査の一環と位置付け、要改善事項等の早期対応につながるよう当検査について、昨年より強化する。
- ② 各部課は事前に通知した内容の監査調書を期日までに監査委員事務局へ提出する。なお、提出された調書の事前監査を行うなかで追加資料を要請する場合があるので、その時は速やかに提出する。（監査当日要請の場合も含む）
- ③ 監査実施後の監査講評等については次のとおりとする。
 - ア) 監査当日、監査終了後に監査の結果、監査委員の意見等を出席した職員に報告・説明する。（口頭による）
 - イ) 種類ごとの監査が終了した時点（原則として監査日程の最終日）で部長及び関係課長出席のうえ、監査期間中の監査結果、監査委員の意見等を報告・説明し、改善に向けて意見交換する（口頭により約1時間前後）
 - ウ) 後日、部課長会議の前段において監査結果、監査委員の意見等を報告・説明する。（書面資料による）
- ④ 監査結果については、実施した全ての監査（ただし例月現金出納検査は除く）を対象とし、飯山市監査委員に関する条例により公開する。
- ⑤ 前回及び過去の監査で指摘した事項の改善に向けた取り組み内容を把握し、状況により一層の是正・改善を求める。